

第 17 回 上川流域協議会 要旨

日時：平成 19 年 (2007 年) 11 月 28 日 (木) 19:00～21:00

場所：長野県諏訪合同庁舎 5 階 講堂

議 事 内 容

- ・ 県の組織改正 (H18.4.1) にともなう会則の改定案について (事務局より)
- ・ 提言書 (案) について
- ・ 座長改選
- ・ 今後の活動方針について
- ・ 諏訪建設事務所からの報告 (事務局より)
 - 1) 上川の河川改修について
 - 2) 平成 18 年 7 月豪雨の災害復旧事業等、進捗状況について

決 定 事 項

- ・ 県の組織改正 (H18.4.1) に伴い、会則第 4 条の構成から諏訪保健所長を削除する案が議決された。
- ・ 提言書 (案) について、本会での協議により議決された。(提出日は後日)
- ・ 任期満了にともない座長改選を行い、座長に塩原俊氏が再選され、座長代理にも木川辰雄氏が引続き指名された。
- ・ 今後の活動については、従前の体制により議論を進めていく。

【配付資料】

上川流域協議会会則	資料-1 (1)
上川流域協議会会則 改定案	資料-1 (2)
提言書 (案)	資料-2
平成 18 年 7 月豪雨パンフレット	資料-3

議 事 要 旨

◆ 提言書 (案) について

はじめに (塩原 俊 座長より)

- ・ 国が認可した 50 年確率の河川整備計画は、あくまで暫定的な目標であることから、上川流域協議会としては、100 年確率での河川整備計画を目指さなくてはならない。
- ・ 100 年確率を目指すにあたり、県原案の中で不足が議論されてきた流域対策等について、出来る限り早く補い 100 年確率の治水対策へ移行させることが目的。その一部は既に提言として提出されているが、ようやく総合的な提言書を出せる段階に至った。本提言が県から認められ、この骨子に基づいて新しい河川整備計画が立てられる段階になれば、上川は他の地域に先駆けて 100 年確率の治水計画が完成することになる。
- ・ 県からの諮問を受けた 9 河川について、他の河川の流域協議会においては、休止しているような状況にあり、審議は進んでいない。このような段階に至った河川は上川流域協議会が初めてであり、先進的な活動をしたものとして評価したい。
- ・ 今後の問題は、これに基づいて具体的な整備が行われるかということである。これから益々、協議会活動が重要な段階に入ってくる。より一層、上川流域協議会の活動が活発となるよう、皆様をお願いします。

【1】上流域

1) 流域対策について

- ① 河道内遊水地（候補地 a.～e.の提示）
- ② 流域森林整備（柳川支流～弓振川にかけて森林整備）
- ③ その他（側溝や舗装の透水化など）

【2】下流域

1) 河川改修について

- ① B～D 区間（新六斗橋～神橋）：県原案（第 1 回 資料-2 参照）を妥当とする。
- ② A 区間（河口～新六斗橋）：県原案に対して、次項について提言。
 - a. 高水敷は兩岸 5m とし、高さは常時満水位より 30cm 残す。
 - b. 河床掘削は、わかさぎ採卵場の保全を考慮した計画河床高（第 10 回 資料-2 参照）とする。
 - c. わかさぎ採卵場については、上記 a、b により保全する。
 - d. 堤防嵩上げを優先すべき箇所から流下能力向上と堤防構造の許容範囲で計画する。
 - e. 上記 a～d の河川改修で流下能力が不足する場合、六斗橋下流から河口部を対象に最小限の引堤を（右岸）を行う。また、河口部も引堤とする。
 - f. 余裕高 100cm 内に洪水防御対応を図る。

2) 取こぼし川による流量配分について

【3】基本高水

- 1) 河川整備計画への住民参加
- 2) 基本高水流量の再検証（県の算定が過大との指摘。付表に WG で検討された算定例あり）

【4】水田貯留

H18.3.24 に提出されたもの。

【5】ダム跡地利用

H17.5.30 に提出されたもの。現在、より焦点を絞った議論を進めている最中である（自然公園、植物園、老人施設など）。また、跡地利用については、1/100 確率の治水を目指す上で直結しないことから、今回は取り急ぎまとめることから外した。

◆ 座長の改選

・座長には、塩原氏が再選。また、座長代理についても、木川氏が再指名された。

◆ 今後の活動方針について

・今後の活動については、従前の体制により議論を進めていく。

◆ 県からの報告

- 1) 上川の河川改修および検討方針
- 2) 平成 18 年 7 月豪雨関係の管内事業説明